

おしらせHOTコーナー

イベント



原爆パネル展

日8月5日(水)～12日(水) (12日は午後3時まで)
場八潮メセナ・アネックスロビー
内戦争の悲惨さや平和の大切さを考えるパネルの展示
問人権・男女共同参画課☎⑨811

労働セミナー

日9月2日(水) 午後6時30分～8時
場八潮メセナ集会室
内もしもの時に困らない3大保険の基礎と雇用保険拡大
講師 若杉由加里さん(特定社会保険労務士)
定40人(申込順)
日9月1日までに、申込フォーム、窓口、電話またはファクスで商工観光課(☎⑨274、FAX999-8105)へ



青少年育成八潮市民講演会

日9月26日(土) 午後1時～2時30分
場八潮メセナ集会室
対市内在住・在学の小中学生とその保護者(小学校3年生までは保護者同伴)

内「ざんねんで、わけありな、いきもののふしぎ～かぞく・なかま・たすけあいのたいせつさ～」についての講話

講師 丸山貴史さん(「ざんねないいきもの事典」著者)
定80人(申し込み多数の場合、抽選)
日8月25日までに電子メールで青少年育成八潮市民会議事務局(社会教育課内☎⑨357、✉shakaikyoku@city.yashio.lg.jp)へ

申し込み方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



問社会教育課☎⑨357

八潮ウーマンミーティング2026

日9月29日(火) 午前10時～正午
場八潮メセナ集会室
内女性(起業や副業に興味のある方、すでに活動している方、仲間づくりをしたい方)
内活動事例発表、市内外で活動するコミュニティの紹介および交流会を通して、プチ起業や、スキル・資格を活かした自分らしい働き方について考える
進行 市倉育江さん(Plus+MEプロジェクト代表)
定30人(申込順)
日8月10日から、申込フォーム、窓口ま



または電話で商工観光課(☎⑨479)へ



おいしく食べよう栄養教室

日9月29日(火) 午前10時～午後0時30分
場保健センター栄養指導室
対市内在住で65歳以上の方
内管理栄養士による講話と調理実習
定20人(申込順)
費500円(食材料費)
日8月6日から、電話で長寿介護課(☎⑨449)へ

フレイルチェック測定会

日9月29日(火) 午後2時～4時
場りらーと八条公民館
対市内在住で65歳以上の方
内健康状態の確認、筋肉量などの測定およびフレイル予防について
定20人(申込順)
日8月14日から、電話で北部地域包括支援センターやしお寿苑(☎930-5123)へ
問長寿介護課☎⑨849



第6期生フレイルサポーター養成講座

日10月6日(火)・9日(金) (全2回) 午前10時～午後4時
場市役所多目的室
対市内在住で2日間養成講座を受講できる方、養成講座終了後、フレイルサポーターの活動に参加できる方
内フレイルサポーターとして必要な座学研修・実技研修
持筆記用具、飲み物、昼食
定15人(申込順)
日8月6日から、窓口または電話で長寿介護課(☎⑨849)へ

痛みを軽減する歩き方教室

日9月17日(木) 午後1時30分～3時30分
場コミュニティセンターホール
対市内在住・在勤で50歳以上の方
内理学療法士による歩行チェック、正しい筋肉の使われ方について学ぶ
定10人(申込順)
日8月6日から9月10日までに、窓口または電話でコミュニティセンター(☎936-0507、受付＝午前9時～午後5時※土・日曜日、祝日を除く)へ



マンションの適正な管理について

マンションを適正に管理していくことは、住戸を所有する方(区分所有者)の個人資産であるマンションの価値を維持するとともに、居住環境やまちの景観の維持にもつながります。一人ひとりが興味を持ち、区分所有者全員が協力して管理を行いましょう。

問住宅・建築課☎⑨324

マンション管理規約の見直しについて

令和7年5月にマンション関係法が改正され、その中核となる改正区分所有法が令和8年4月1日から施行されています。改正を踏まえ、「マンション標準管理規約」も改正されました。総会の開催手続きや決議要件といった、管理組合の運営上重要な内容が含まれているため、各マンションでも管理規約の確認・見直しをお願いします。



マンションに関する相談

●マンションの住まいトラブル・管理無料相談所(キャラバン隊)

マンション管理士による、住まいのトラブルや管理についての無料相談会を実施します。



日8月20日(木) 午後6時～9時

場市役所多目的室

日(一社)埼玉県マンション管理士会(☎048-711-9925)へ

●マンションに関する相談窓口

埼玉県などによる、マンションに関する相談制度やサービスがあります。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

マンション管理計画認定制度

マンション管理計画認定制度とは、マンションの管理組合が作成したマンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適正な管理計画を持つマンションとして地方公共団体が認定をする制度です。認定を受けることにより、市場で高く評価されるなどのメリットが期待できます。認定申請の方法など詳しくは、市ホームページをご確認ください。

アンケートの実施について

マンション管理組合宛に、マンション管理に関するアンケートを8月末までに郵送しますので、ご協力をお願いします。